

【イタリア】宇宙経済に関する法律の制定

海外立法情報課長 芦田 淳

*** 2025 年 6 月、宇宙で活動する事業者の認可、当該事業者の活動による損害に備えた保険加入の義務付け、宇宙経済振興のための措置（国家計画策定等）を定めた法律が制定された。**

1 概要

本稿では、2025 年 6 月 13 日法律第 89 号「宇宙経済に関する規定」¹（以下「2025 年法」）を取り上げる。同法の基となった法律案は 2024 年 9 月に中道右派政権により提出され、2025 年 3 月に下院、同年 6 月に上院で可決された。成立した法律は、全 5 章 31 か条から成り、同年 6 月 25 日から施行された。2025 年法は、事業者による宇宙へのアクセスを、地政学的、経済的、科学的及び軍事的な利益の全てに戦略的に関係する分野と位置付けて規制するものである（第 1 条）。また、国家の競争力を高めるとともに、科学研究、宇宙分野における能力の開発並びに自然現象及び人的要因に関連するリスクの予測及び予防における地球観測に関連する新技術の活用を支援するために、新たな宇宙経済への投資を促進するものである（同条）。

2 2025 年法の内容

(1) 規制の対象

国内で行われる全ての宇宙活動及び国外でイタリアの事業者が行う宇宙活動が、主たる規制の対象である（第 3 条）。宇宙活動とは、①宇宙物体（oggetto spaziale. ロケット等）の打ち上げ、放出、軌道上での運用及び再突入、②国際的に採択された法的手段に従った宇宙空間及び天体における天然資源の探査、採掘及び利用、③宇宙空間及び天体における生物の打ち上げ、飛行及び滞在、④成層圏プラットフォーム（成層圏に滞空させる通信用のソーラープレーン等）及び観測ロケットを通じて実施される活動等と定義されている（第 2 条）。

(2) 認可の取得及び変更等

宇宙活動には、認可が必要である（第 4 条）。認可の取得には、宇宙活動の安全性、衛星インフラのレジリエンス（耐久力）、宇宙活動の環境持続性に関する客体に係る要件と、事業者の専門的能力、財務の健全性、保険への加入、衝突防止策といった主体に係る要件を満たす必要がある（第 5 条、第 6 条）。認可の申請は、イタリア宇宙機関（Agenzia spaziale italiana: ASI）²により専門的な審査が行われる（第 7 条）。当該審査により問題がなければ、宇宙及び航空宇宙研究に関する政策に関する省庁間委員会（Comitato interministeriale per le politiche relative allo spazio e alla ricerca aerospaziale: COMINT）³が、国家安全保障、国際関係若しくは重要な社会資

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025 年 10 月 9 日である。

¹ L. 13 giugno 2025, n.89, Disposizioni in materia di economia dello spazio. 以下、法令の法文に関しては、イタリア共和国の法令ポータルサイト（Normattiva website <<http://www.normattiva.it/>>）を参照した。

² ASI は、1988 年に設立され、政府の指針に従って同国の宇宙政策の策定及び実施を担当している。“Chi siamo.” L’Agenzia Spaziale Italiana website <<https://www.asi.it/lagenzia/chi-siamo/>>

³ COMINT は、宇宙及び航空宇宙に関する指導及び調整を確実にを行うために首相府に設置され、首相が主宰し、防衛大臣、内務大臣、文化財・文化活動大臣、農業・食料・林業・観光政策大臣、教育・大学・研究大臣、経済開発大臣、社会資本・輸送大臣、環境・国土保全大臣、外務・国際協力大臣、経済・財務大臣等により構成される。2003

本の保護等に損害をもたらすか、又は事業者が民主主義若しくは法治国家の原則に従わない第三国等と関係を有するかなどの観点から審査を行う（同条）。以上の審査を経て、申請提出から原則 120 日以内に認可に係る決定が下される（同条）。事業者は、認可時点から状況に重大な変化があれば、認可の期間及び条件の変更を申請するものとする（第 8 条）。また、首相等は、国家安全保障上の理由等により、その判断で認可の取消し等を行うことができる（同条）。

(3) 監督及び罰則

ASI は、事業者の活動が 2025 年法の規定等を遵守しているかについて監督を行う（第 11 条）。そのために、事業者等の文書及び情報にアクセスし、関連施設等の検査を実施することができる（同条）。監督のための活動に従わない場合には 15 万～50 万ユーロ⁴の過料、無認可活動には 3～6 年の懲役及び 2 万～5 万ユーロの罰金が科される（第 12 条）。

(4) 宇宙物体の登録

イタリアが打ち上げ国となる宇宙物体は、国家登録簿に登録される（第 15 条）。同登録簿の管理は ASI が行い（同条）、事業者は打ち上げに関する情報を報告するものとする（第 16 条）。

(5) 民事責任

事業者は、宇宙活動に起因する損害に対して賠償責任を負う（第 18 条）。特に地上の第三者又は飛行中の航空機への損害は常に当該責任の対象となるが、損害が第三者の故意による場合等には免責が認められる（同条）。こうした損害賠償責任に鑑み、事業者は 1 事故当たり 1 億ユーロを支払限度額とする保険契約の締結を義務付けられる（第 21 条）。ただし、活動の規模等に応じて支払限度額のより低い段階を設けることができる。その場合の支払限度額は、5000 万ユーロ（研究のみを目的とする事業者及びスタートアップ企業として認定されている事業者に関しては 2000 万ユーロ）を下回らないものとする。事業者は、締結した保険契約の支払限度額内で責任を負うが、無認可活動等の場合にはこの限度額が適用されない（第 18 条）。

(6) 宇宙経済の振興

COMINT は ASI と協力し、宇宙経済に関する国家計画を策定し、2 年ごとに更新する（第 22 条）。当該計画には、中小企業及びスタートアップ企業向けの能力等の開発に関する具体的な政策等の定義が含まれる（同条）。さらに、企業及びメイド・イン・イタリア省に宇宙経済基金（2025 年度は 3500 万ユーロ）を設け、技術革新、生産開発、商業化の促進を図る（第 23 条）。当該基金の原資には、認可関連収入や第 12 条に規定する過料も含まれる（同条）。

(7) 国内通信の保障

企業及びメイド・イン・イタリア省は、EU（加盟国）又は NATO（加盟国）に属する主体が管理する衛星を活用して、国内通信の予備能力を確保し、非常時（自然災害等）における通信を可能にする（第 25 条）⁵。

年 6 月 4 日立法命令第 128 号「ASI の再編」第 21 条。なお、立法命令とは、法律によって与えられた一定の原則及び指針の下に政府が制定する、法律と同等の効力を有する命令である。

⁴ 1 ユーロは約 172 円（令和 7 年 10 月分報告省令レート）。

⁵ この規定に対して、野党は、マスク（Elon Musk）氏のスターリンクのような外国事業者を優遇するものと非難した。しかし、与党側は「米国がより優れた技術を提供できるのであれば、それを利用するのは当然」と応じている。
“Ddl Spazio diventa legge, polemiche su aperture a privati,” *ANSA*, 2025.6.12. なお、スターリンクは、米宇宙企業スペース X が運用する衛星通信網で、通信インフラが整っていない地域でも、専用のアンテナを設置すれば高速インターネットに接続でき、災害時のバックアップにもなるとされる。時事通信外経部「「スターリンク」とは 用語解説・ニュース」2025.9.14. 時事通信社ウェブサイト <<https://www.jiji.com/jc/article?k=2025091300286&g=tha>> なお、これまでも、マスク氏とメローニ（Giorgia Meloni）首相の親交は、しばしば報道されている。